



# 金沢市公報

第2558号の2

平成19年(2007年)7月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎目次	ページ	○道路の供用の開始について (ク)	6
●告示		○専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路の指定について (ク)	7
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1	●公告	
○自転車等の撤去及び保管について (ク)	2	○介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サービス等の事業の廃止について (介護保険課)	8
○市道の路線の認定について (道路管理課)	3	○浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (環境保全課)	8
○市道の路線の変更について (ク)	4	○土地区画整理組合の理事の退任及び就任について (区画整理課)	8
○市道の区域の決定について (ク)	5		
○市道の区域の変更について (ク)	5		

## 告 示

### ●金沢市告示第200号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例(平成6年条例第45号)第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年7月11日

金沢市長 山 出 保

#### 1 自転車等を撤去した場所及び撤去した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	撤 去 し た 自 転 車 等 の 台 数	
	自 転 車	台 数
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	25 台
	原 動 機 付 自 転 車	1 台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	6 台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	3 台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	4 台
泉3丁目地内	自 転 車	4 台
笠舞2丁目地内	自 転 車	1 台
笠舞3丁目地内	自 転 車	1 台
片町2丁目地内	自 転 車	2 台
増泉2丁目地内	自 転 車	1 台
千日町地内	自 転 車	2 台
野町1丁目地内	自 転 車	1 台
寺町1丁目地内	自 転 車	2 台
大友2丁目地内	自 転 車	1 台
松村5丁目地内	自 転 車	2 台
福増町地内	自 転 車	2 台
北塚東地内	自 転 車	3 台
西金沢3丁目地内	自 転 車	2 台
金石西3丁目地内	自 転 車	6 台
堀川町地内	自 転 車	1 台

武蔵町地内	自 転 車	2 台
安江町地内	自 転 車	4 台

- 2 自転車等を撤去した日  
平成19年6月1日から同月30日まで
- 3 撤去した自転車等を返還する期間及び場所
  - (1) 期 間  
平成19年7月11日から20年1月11日まで
  - (2) 場 所  
金沢市昭和町633番地  
金沢市自転車等保管庫

### ●金沢市告示第201号

金沢市自転車等駐車場条例（平成3年条例第1号）第11条第1項の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則（平成3年規則第3号）第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成19年7月11日

金沢市長 山 出 保

- 1 保管自転車等が駐車してあった駐車場の名称  
 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅東自転車駐車場  
 金沢市営西金沢駅前自転車駐車場  
 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場  
 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場  
 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場  
 金沢市営森本駅西自転車駐車場  
 金沢市営馬替駅前自転車駐車場  
 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場  
 金沢市営割出駅前自転車駐車場  
 金沢市営蚊爪駅前自転車駐車場  
 金沢市営みどり1丁目バス停前自転車駐車場  
 金沢市営四十万バス停前自転車駐車場  
 金沢市営表参道自転車駐車場  
 金沢市営香林坊自転車駐車場  
 金沢市営柿木島自転車駐車場  
 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 2 保管自転車等の台数  
 自転車 119 台  
 原動機付自転車 0 台
- 3 自転車等を移動し、保管した日  
平成19年6月1日から同月30日まで
- 4 保管自転車等の返還を申し出る場所  
金沢市広坂1丁目9番16号  
財団法人 金沢まちづくり財団
- 5 保管自転車等を返還する日時及び場所  
 日時 平成19年7月11日から20年1月11日まで  
 午前10時から午後7時まで

場所 金沢市昭和町633番地  
金沢市自転車等保管庫

## ●金沢市告示第202号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を次のように認定します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成19年7月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成19年7月11日

金沢市長 山 出 保

整理番号	路線名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
1003	浅野本町2丁目線 20号	浅野本町2丁目 70番 7先から 浅野本町2丁目 70番 5先まで	
1114	三社町線 15号	三社町 109番 先から 三社町 337番 先まで	
1126	長土堀3丁目線 33号	長土堀3丁目 404番 先から 長土堀3丁目 424番 先まで	
1126	長土堀3丁目線 34号	長土堀3丁目 500番 1先から 長土堀3丁目 144番 先まで	
1316	小立野1丁目線 22号	小立野1丁目 239番 50先から 小立野1丁目 239番 40先まで	
1316	小立野1丁目線 23号	小立野1丁目 239番 27先から 小立野1丁目 239番 33先まで	
1316	小立野1丁目線 24号	小立野1丁目 239番 15先から 小立野1丁目 239番 21先まで	
1316	小立野1丁目線 25号	小立野1丁目 239番 2先から 小立野1丁目 239番 13先まで	
1316	小立野1丁目線 26号	小立野1丁目 239番 5先から 小立野1丁目 239番 11先まで	
1316	小立野1丁目線 27号	小立野1丁目 239番 15先から 小立野1丁目 239番 26先まで	
1316	小立野1丁目線 28号	小立野1丁目 239番 18先から 小立野1丁目 239番 24先まで	
1316	小立野1丁目線 29号	小立野1丁目 239番 27先から 小立野1丁目 239番 38先まで	
1316	小立野1丁目線 30号	小立野1丁目 239番 30先から 小立野1丁目 239番 36先まで	
1407	御影町線 29号	御影町 340番 1先から 御影町 291番 先まで	
1408	神田1丁目線 24号	神田1丁目 435番 先から 神田1丁目 358番 1先まで	
1409	神田2丁目線 11号	神田2丁目 75番 1先から 神田2丁目 182番 2先まで	
1410	糸田新町線 16号	糸田新町 153番 先から 米泉町9丁目 69番 15先まで	
3228	大徳 28号 藤江南1丁目線 7号	藤江南1丁目 116番 1先から 藤江南1丁目 116番 5先まで	

3815	押野 15号 八日市1丁目線 33号	押野 2丁目 八日市1丁目	264番 3先から 179番 2先まで	
3816	押野 16号 八日市2丁目線 49号	八日市2丁目 八日市2丁目	471番 先から 247番 1先まで	
3816	押野 16号 八日市2丁目線 50号	八日市2丁目 八日市2丁目	172番 1先から 157番 1先まで	
3928	額 28号 四十万町東線 75号	四十万町リ 四十万町リ	61番 1先から 62番 2先まで	
4009	三馬 9号 米泉町9丁目線 11号	米泉町9丁目 米泉町9丁目	69番 15先から 1番 2先まで	
4319	崎浦 19号 大桑町線 32号	大桑第三土地区画整理事業地内 11街区 大桑第三土地区画整理事業地内 11街区	1番 先から 1番 先まで	
4319	崎浦 19号 大桑町線 33号	大桑第三土地区画整理事業地内 13街区 大桑町ウ	1番 先から 1番 8先まで	
4319	崎浦 19号 大桑町線 34号	大桑第三土地区画整理事業地内 14街区 大桑第三土地区画整理事業地内 18-1街区	4番 先から 6番 先まで	
4319	崎浦 19号 大桑町線 35号	大桑第三土地区画整理事業地内 55街区 大桑第三土地区画整理事業地内 52街区	1番 先から 1番 先まで	
4319	崎浦 19号 大桑町線 36号	大桑第三土地区画整理事業地内 50街区 大桑第三土地区画整理事業地内 51街区	11-1番 先から 4-2番 先まで	
4319	崎浦 19号 大桑町線 37号	大桑第三土地区画整理事業地内 48街区 大桑第三土地区画整理事業地内 48街区	10番 先から 1-1番 先まで	
4319	崎浦 19号 大桑町線 38号	大桑第三土地区画整理事業地内 48街区 大桑第三土地区画整理事業地内 49街区	2番 先から 3-3番 先まで	
4319	崎浦 19号 大桑町線 39号	大桑第三土地区画整理事業地内 51街区 大桑第三土地区画整理事業地内 51街区	4-2番 先から 1番 先まで	
4319	崎浦 19号 大桑町線 40号	大桑第三土地区画整理事業地内 52街区 大桑第三土地区画整理事業地内 52街区	19番 先から 7番 先まで	
5052	森本 52号 月浦町線 7号	堅田町乙 月浦町ハ	36番 2先から 77番 3先まで	

●金沢市告示第203号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、市道の路線を次のように変更します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成19年7月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成19年7月11日

金沢市長 山 出 保

整理番号	新旧の別	路線名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
2704	旧	金石北4丁目線 1号	金石北4丁目 56番 先から	
			金石北4丁目 13番 先まで	
	新		金石北4丁目 72番 32先から	
			金石北4丁目 13番 先まで	
4302	旧	崎浦2号 大桑町線	大桑町ウ 1番 8先から	
			大桑町リ 50番 先まで	
	新		大桑町リ 3番 1先から	
			大桑町リ 50番 1先まで	

## ●金沢市告示第204号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道の区域を次のように決定します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成19年7月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成19年7月11日

金沢市長 山 出 保

道路の種類	路 線 名	幅 員 (m)	延 長 (m)
一般市道	浅野本町2丁目線20号	6.0	28
一般市道	三社町線15号	8.0	146
一般市道	長土堀3丁目線33号	8.0	65
一般市道	長土堀3丁目線34号	3.0	179
一般市道	小立野1丁目線22号	6.0	179
一般市道	小立野1丁目線23号	6.0	79
一般市道	小立野1丁目線24号	6.0	79
一般市道	小立野1丁目線25号	3.0	33
一般市道	小立野1丁目線26号	3.0	33
一般市道	小立野1丁目線27号	3.0	24
一般市道	小立野1丁目線28号	3.0	24
一般市道	小立野1丁目線29号	3.0	25
一般市道	小立野1丁目線30号	3.0	25
一般市道	金石北4丁目線1号	4.0 ~ 11.0	423
一般市道	御影町線29号	8.0	228
一般市道	神田1丁目線24号	8.0	444
一般市道	神田2丁目線11号	8.0	208
一般市道	糸田新町線16号	8.0	473
一般市道	大徳28号藤江南1丁目線7号	6.0	28
一般市道	押野15号八日市1丁目線33号	8.0	673
一般市道	押野16号八日市2丁目線49号	8.0	461
一般市道	押野16号八日市2丁目線50号	6.0	72
一般市道	額28号四十万町東線75号	6.0 ~ 12.0	40
一般市道	三馬9号米泉町9丁目線11号	8.0	395
一般市道	崎浦2号大桑町線	3.0 ~ 4.7	220
一般市道	崎浦19号大桑町線32号	3.0	39
一般市道	崎浦19号大桑町線33号	4.2 ~ 8.0	172
一般市道	崎浦19号大桑町線34号	6.0	324
一般市道	崎浦19号大桑町線35号	10.5	353
一般市道	崎浦19号大桑町線36号	6.0	72
一般市道	崎浦19号大桑町線37号	6.0	73
一般市道	崎浦19号大桑町線38号	6.0	99
一般市道	崎浦19号大桑町線39号	6.0	88
一般市道	崎浦19号大桑町線40号	6.0	111
一般市道	森本52号月浦町線7号	3.5 ~ 3.8	195

## ●金沢市告示第205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成19年7月11日から同月25日まで一般の縦

覧に供します。

平成19年7月11日

金沢市長 山 出 保

道路の種類	路線名	新旧の別	区 間	幅員(m)	延長(m)
一般市道	小立野1丁目線12号	旧	小立野1丁目 239番49先から 小立野1丁目 239番1先まで	4.1~6.0	130
		新	小立野1丁目 239番49先から 小立野1丁目 239番1先まで	6.0~8.0	130
一般市道	小立野1丁目線19号	旧	小立野1丁目 239番1先から 小立野1丁目 239番40先まで	5.0	103
		新	小立野1丁目 239番1先から 小立野1丁目 239番40先まで	8.5	103
一般市道	崎 浦3号 大 桑 町 線	旧	大桑第三土地区画整理事業地内51街区 1番 先から 大桑第三土地区画整理事業地内49街区 3-3番 先まで	5.5~5.6	125
		新	大桑第三土地区画整理事業地内51街区 1番 先から 大桑第三土地区画整理事業地内49街区 3-3番 先まで	6.0	114 (11)

●金沢市告示第206号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成19年7月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成19年7月11日

金沢市長 山 出 保

路線名	区 間	供用開始日
浅野本町2丁目線20号	浅野本町2丁目 70番7先から 浅野本町2丁目 70番5先まで	平成19年7月11日
小立野1丁目線12号	小立野1丁目 239番49先から 小立野1丁目 239番1先まで	〃
小立野1丁目線19号	小立野1丁目 239番1先から 小立野1丁目 239番40先まで	〃
小立野1丁目線22号	小立野1丁目 239番50先から 小立野1丁目 239番40先まで	〃
小立野1丁目線23号	小立野1丁目 239番27先から 小立野1丁目 239番33先まで	〃
小立野1丁目線24号	小立野1丁目 239番15先から 小立野1丁目 239番21先まで	〃
小立野1丁目線25号	小立野1丁目 239番2先から 小立野1丁目 239番13先まで	〃
小立野1丁目線26号	小立野1丁目 239番5先から 小立野1丁目 239番11先まで	〃
小立野1丁目線27号	小立野1丁目 239番15先から 小立野1丁目 239番26先まで	〃
小立野1丁目線28号	小立野1丁目 239番18先から 小立野1丁目 239番24先まで	〃

小立野1丁目線29号	小立野1丁目 小立野1丁目	239番27先から 239番38先まで	〃
小立野1丁目線30号	小立野1丁目 小立野1丁目	239番30先から 239番36先まで	〃
金石北4丁目線1号	金石北4丁目 金石北4丁目	72番32先から 13番先まで	〃
大徳28号 藤江南1丁目線7号	藤江南1丁目 藤江南1丁目	116番1先から 116番5先まで	〃
押野16号 八日市2丁目線50号	八日市2丁目 八日市2丁目	172番1先から 157番1先まで	〃
額28号 四十万町東線75号	四十万町 四十万町	61番1先から 62番2先まで	〃
崎浦2号 大桑町線	大桑町 大桑町	3番1先から 50番1先まで	〃
崎浦3号 大桑町線	大桑第三土地区画整理事業地内 大桑第三土地区画整理事業地内	51街区1番先から 49街区3-3番先まで	〃
崎浦19号 大桑町線32号	大桑第三土地区画整理事業地内 大桑第三土地区画整理事業地内	11街区1番先から 11街区1番先まで	〃
崎浦19号 大桑町線33号	大桑第三土地区画整理事業地内 大桑町ウ	13街区1番先から 1番8先まで	〃
崎浦19号 大桑町線34号	大桑第三土地区画整理事業地内 大桑第三土地区画整理事業地内	14街区4番先から 18-1街区6番先まで	〃
崎浦19号 大桑町線35号	大桑第三土地区画整理事業地内 大桑第三土地区画整理事業地内	55街区1番先から 52街区1番先まで	〃
崎浦19号 大桑町線36号	大桑第三土地区画整理事業地内 大桑第三土地区画整理事業地内	50街区11-1番先から 51街区4-2番先まで	〃
崎浦19号 大桑町線37号	大桑第三土地区画整理事業地内 大桑第三土地区画整理事業地内	48街区10番先から 48街区1-1番先まで	〃
崎浦19号 大桑町線38号	大桑第三土地区画整理事業地内 大桑第三土地区画整理事業地内	48街区2番先から 49街区3-3番先まで	〃
崎浦19号 大桑町線39号	大桑第三土地区画整理事業地内 大桑第三土地区画整理事業地内	51街区4-2番先から 51街区1番先まで	〃
崎浦19号 大桑町線40号	大桑第三土地区画整理事業地内 大桑第三土地区画整理事業地内	52街区19番先から 52街区7番先まで	〃
森本52号 月浦町線7号	堅田町乙 月浦町ハ	36番2先から 77番3先まで	〃

## ●金沢市告示第207号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の7第3項の規定により、専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路を次のとおり指定します。

平成19年7月11日

金沢市長 山 出 保

- 1 指定する道路の路線名
  - 小立野1丁目線25号
  - 小立野1丁目線26号
  - 小立野1丁目線27号
  - 小立野1丁目線28号

小立野1丁目線29号  
 小立野1丁目線30号  
 崎浦19号大桑町線32号  
 森本52号月浦町線7号

## 2 指定する期日

平成19年7月11日

## 公 告

介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サービス等の事業を行う者の登録等に関する規則（平成11年規則第79号）第10条第3項の規定により、事業所から次のとおり事業を廃止した旨の届出があったので、同規則第15条の規定により公告します。

平成19年7月11日

金沢市長 山 出 保

名 称	サービスの種類	所 在 地	廃止年月日
ゆうらくざ・あらよし	福祉用具貸与	金沢市弥生1丁目31番41号	平成19年6月18日

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成19年7月11日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
7	北研エンジニアリング株式会社	金沢市松島3丁目79番地	平成19年6月27日
18	株式会社金沢環境サービス公社	金沢市御影町23番10号	平成19年6月29日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、土地区画整理組合の理事の退任及び就任の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成19年7月11日

金沢市長 山 出 保

金沢市太陽ヶ丘土地区画整理組合

退任した理事

氏 名	住 所	退 任 年 月 日
細 川 八 朗	金沢市山科3丁目8番1号	平成19年2月20日
多 加 正 人	金沢市西大桑町15番10号	平成19年5月31日

就任した理事

氏 名	住 所	就 任 年 月 日
舟 越 英 丸	金沢市御所町寅77番地2	平成19年6月28日
高 柳 祥 一	金沢市鈴見台3丁目12番13号	平成19年6月28日

金沢市安原中央土地区画整理組合

退任した理事

氏 名	住 所	退 任 年 月 日
中 川 博 嗣	金沢市福増町南354番地	平成19年5月7日



## 就任した理事

氏 名	住 所	就 任 年 月 日
池 田 正 嗣	金沢市福増町南281番地	平成19年6月26日

## 金沢市田上本町土地画整理組合

## 就任した理事

氏 名	住 所	就 任 年 月 日
上 田 義 勝	金沢市田上本町ヲ44番地	平成19年7月1日
大 浦 善 嗣	金沢市田上本町ヲ8番地	平成19年7月1日
山 根 榮 進	金沢市田上本町ヲ72番地	平成19年7月1日
岡 本 明	金沢市田上本町レ8番地	平成19年7月1日
渡 邊 壽 一	金沢市田上本町ヲ4番甲地	平成19年7月1日
森 義 雄	金沢市田上本町ヲ48番地2	平成19年7月1日
岡 本 新 治	金沢市田上本町9の80番地	平成19年7月1日
岡 本 健 治	金沢市田上本町チ58番地1	平成19年7月1日
岡 本 伊 志 男	金沢市田上本町チ63番地	平成19年7月1日
谷 内 千 代 美	金沢市田上本町レ6番甲地	平成19年7月1日
上 田 義 雄	金沢市田上本町ヲ9番甲地	平成19年7月1日
松 井 義 一	金沢市田上本町レ7番甲地	平成19年7月1日
上 田 章	金沢市田上本町ヲ33番地2	平成19年7月1日
村 田 秀 一	金沢市田上本町ヲ32番地	平成19年7月1日

## ◎正 誤

○平成19年3月2日付け金沢市公報号外第8号

頁	箇 所	誤	正
2	上から7行目	此花地区	浅野川地区

○平成19年4月14日付け金沢市公報号外第16号

頁	箇 所	誤	正
1	上から3行目	に候補者がポスター掲示をすることができる日	の設置

○平成19年7月2日付け金沢市公報号外第2557号の2

頁	箇 所	誤	正														
1、3、13及び16	上から10行目及び12行目	午後5時	午後5時30分														
17	上から9行目	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>午前（午前9時から正午までをいう。）</td> <td>6,866円</td> </tr> <tr> <td>午後（午後1時から午後5時までをいう。）</td> <td>23,966円</td> </tr> <tr> <td>夜間（午後6時から午後9時までをいう。）</td> <td>25,327円</td> </tr> </tbody> </table>	午前（午前9時から正午までをいう。）	6,866円	午後（午後1時から午後5時までをいう。）	23,966円	夜間（午後6時から午後9時までをいう。）	25,327円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平 日</td> <td>昼間（午前8時30分から午後5時30分までをいう。）</td> <td>6,866円</td> </tr> <tr> <td>夜間（午後5時30分から午前8時30分までをいう。）</td> <td>23,966円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日</td> <td>25,327円</td> </tr> </tbody> </table>	平 日	昼間（午前8時30分から午後5時30分までをいう。）	6,866円	夜間（午後5時30分から午前8時30分までをいう。）	23,966円	日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日		25,327円
午前（午前9時から正午までをいう。）	6,866円																
午後（午後1時から午後5時までをいう。）	23,966円																
夜間（午後6時から午後9時までをいう。）	25,327円																
平 日	昼間（午前8時30分から午後5時30分までをいう。）	6,866円															
	夜間（午後5時30分から午前8時30分までをいう。）	23,966円															
日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日		25,327円															

		燃料費加算額	357円	燃料費加算額 (11月から3月まで)	357円
28	上から10行目 及び12行目	午後5時		午後5時30分	

平成19年(2007年)7月11日 印刷  
平成19年(2007年)7月11日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
カネモト印刷(株)